

身分証明書

- 建設業許可に関する欠格要件である「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書です。証明書の交付は法務局、地方法務局で行っています。
- 証明書の提出が必要となるのは以下の方についてです。
 - ①役員等の一覧表の〔役員等の氏名及び役名〕欄に記入した役員等全員（株主、出資者、顧問、相談役で「役員、令3条使用人を兼ねていない者」は提出不要）。
 - ②法人の令3条の使用人に該当する者。
 - ③個人の場合は申請者本人。
 - ④個人の支配人（令3条の使用人に該当）
- 記載した氏名、生年月日、現住所、本籍について誤りのないよう全て正しく記載してください。外国籍の方については、証明書の本籍欄に国籍を記載してください。
- 変更届の場合は、追加された者に係る証明のみでよいです。
- 申請時のものを添付すること。（申請又は届出日前3月以内に発行されたものに限る。）
- 外国籍の方については、証明書の添付は不要です。

登記されていないことの証明書等

- 証明書等の提出が必要となるのは以下の方についてです。
 - ①役員等の一覧表の〔役員等の氏名及び役名〕欄に記入した役員等全員（株主、出資者、顧問、相談役で「役員、令3条使用人を兼ねていない者」は提出不要）。
 - ②法人の令3条の使用人に該当する者。
 - ③個人の場合は申請者本人。
 - ④個人の支配人（令3条の使用人に該当）
- 記載した氏名、生年月日、現住所、本籍について誤りのないよう全て正しく記載してください。外国籍の方については、証明書の本籍欄に国籍を記載してください。
- 変更届の場合は、追加された者に係る証明のみでよいです。
- 申請時のものを添付すること（申請又は届出日前3月以内に発行されたものに限る）。
- この証明書提出に代えて、「契約の締結に及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出することも可能（令和元年9月14日施行の建設業法改正による）。
- 医師の診断書の内容等は「建設業許可事務ガイドライン【第5条及び第6条関係】に係る「3.国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について」の「(1) ②契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した診断書」及び「(2) 登記事項証明書又は医師の診断書の添付について」並びに【第8条関係】の「2.法第8条第10号に該当する者の判断について」や添付の「診断書作成例」を参照すること。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1)~(3)については不要なものを消す。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

- (1)
(2)
(3)

に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成27年4月から令和3年1月まで 満5年10月
証明者と被証明者との関係 役員
備考 平成27年4月から令和2年10月について証明

備考欄には、証明書類により経験が裏付けられた期間について記載。

必ず記入

令和7年2月1日

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。

元個人事業主が証明する場合は、証明者個人の住所を記載すること

大分市大手町3-1-1
株式会社 大分建設
代表取締役 大分 次郎

不要なものを消す。

「本人」は個人事業主の場合のみ

必ず記入

令和7年2月1日

(2) 下記の者は、許可申請者 {の常勤の役員、本人、の支配人} で第7条第1号イ (1) (2) (3) に該当する者であることを相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
大分県知事 殿

(1)~(3)については不要なものを消す。

申請者
届出者

大分市大手町3-1-1
株式会社 大分建設
代表取締役 大分 次郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

新規許可以外は許可番号等を記載

大臣コード
知事
許可番号 1 8 3
国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号
令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 オ オ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 大 分 次 郎

生年月日 S 4 5 年 0 4 月 0 4 日

住所 大分市〇〇町1-1

◎【変更前】

常勤役員等の住所。
会社の所在地ではない。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	大分市〇〇町1-1		
氏名	大分 次郎	生年月日	昭和45年4月4日生
職名	代表取締役 (常勤) ()で常勤、非常勤の別を必ず記載		
職	期間	従事した職務内容	
	自平成5年4月1日 至 年 月 日	(株)大分建設入社 本店営業部勤務	
	自平成15年4月1日 至 年 月 日	" 営業課長 に就任	
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	" 取締役営業部長 に就任	
	自平成27年4月1日 至 年 月 日	" 代表取締役 に就任 現在に至る	
歴	<p>常勤役員等（経營業務の管理責任者）の略歴書は経營業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるよう具体的に記載してください。所属した法人等の商号・組織変更があった場合には商号・組織変更についても明らかにしてください。</p> <p>○経營業務の管理責任者は、所属する営業所に常勤することが必要です。「常勤」とは、原則として休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事することをいいます。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任性を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤」には該当しませんので注意してください。</p> <p>○地方公共団体の議会の議員、他社の非常勤の代表取締役（1人代表取締役の場合）、他社の個人事業主等その職務の性格上、相当程度の専任性を要求される職に就いている者は、その社の経營業務に専任できないとみなされるので経營業務の管理責任者にはなることができませんので注意ください。また、他社の経營業務の管理責任者を兼ねることも出来ません。</p> <p>○他社で取締役等に就任している場合は、必ず記載してください。申請時点で他社の非常勤の取締役に就任している場合は、必ず他社の代表者による「非常勤証明書」を提出してください。ただし、その者が「代表取締役が複数居る他社」の「非常勤の代表取締役」の場合は、「他社の履歴事項全部証明書」及び「当該他社の常勤の代表取締役が証明する非常勤証明書」を提出すること。他社で常勤の取締役の場合は経營業務の管理責任者にはなれません。</p>		
	賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容
	罰		なし
建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、 該当がなければ「なし」と必ず記入してください。 なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととなります。			
上記のとおり相違ありません。			
必ず記入	令和 7 年 2 月 1 日	氏 名	大分 次郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

非常勤証明書

住所 大分市大字△△100-1

氏名 △△ △△

証明される取締役等の個人について、
記載すること。

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

いつから非常勤であるかを必ず記載すること。

上記の当社役員は、平成28年〇月〇〇日より非常勤取締役であり、当社に常勤していないことを証明いたします。

商号又は名称等を必ず記入すること。

令和6年 2月 1日

証明者

住所 大分市大字〇〇123-5

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 097-506-4521

○この様式は、申請者の経營業務の管理責任者になっている(又はなろうとする)者が他の会社等の非常勤取締役等である場合に、他の会社の代表者から非常勤である旨を証明してもらうためのものです

●証明される者が「他社の非常勤の代表取締役」である場合には、別の常勤の代表取締役が証明者として証明する必要があります。この場合には、別の会社の「履歴事項全部証明書」の添付も必要となります。なお、証明される者が「他社の非常勤の代表取締役」であっても、その他社に別に常勤の代表取締役がない(一人代表取締役の場合)、経營業務の管理責任者として認められませんので注意してください。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1)、(2)については不要なものを消す。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 総務部長・代表取締役

経験年数 平成25年4月から 令和3年1月まで 満7年8月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 平成25年4月1日～平成30年3月31日 総務部長
平成30年4月1日～令和3年1月31日 代表取締役

備考欄には、証明書類により経験が裏付けられた期間について記載。

必ず記入。

令和7年2月1日

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主としてください。

大分市大手町3-1-1
株式会社 大分建設
代表取締役 別府 一郎

(1)、(2)については不要なものを消す。

証明者

必ず記入。

令和7年2月1日

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員本人の支配人で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

不要なものを消す。

「本人」は個人事業主の場合のみ

申請者
届出者

大分市大手町3-1-1
株式会社 大分建設
代表取締役 別府 一郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

新規許可以外は許可番号等を記載

大臣コード
知事
許可番号 1 8 3

国土交通大臣 許可（一般特 ）第 号

許可年月日
令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ベ ツ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 別 府 一 郎

生年月日 S 年 月 日

住所 大分市 町 1-1

◎【変更前】

常勤役員等の住所。
会社の所在地ではありません。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

財務管理、労務管理、業務運営の経験それぞれを同一人が兼ねる場合においても、第二面～第四面の省略は不可ですので全て作成し、提出してください。(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主としてください。

必ず記入。

令和 7 年 2 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

大分市大手町3-1-1
株式会社 大分建設
代表取締役 別府 一郎

役職名等 総務部長
経 験 年 数 平成 20 年 4 月から平成 25 年 3 月まで 満 5 年 0 月
証明者と被証明者との関係 従業員
備 考 平成20年4月1日～平成25年3月31日 総務部長

備考欄には、証明書類により経験が裏付けられた期間について記載。
また、申請者(届出者)において5年以上の財務管理の経験が必要。

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

新規許可以外は許可番号等を記載

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (般 特) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 フ ン
氏 名 2 5 3 豊 5 後 10 太 郎 日
住 所 大分市△△町2-2
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生 年 月 日 S 13 14 4 3 年 16 0 18 5 1 月 10 日

◎【変 更 前】

氏 名 2 6 3 5 10 日
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生 年 月 日 13 14 16 18 日

補佐する者の住所を記載。
会社の所在地ではありません。

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者(届出者)で5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者について作成してください。記載要領は第二面と同じ。

申請者
届出者

令和 年 月 日

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 2 3 3 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 3
氏 名 2 9 3 5 10
住 所 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

◎【変更前】

氏 名 3 0 3 5 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者(届出者)で5年以上の建設業の業務運営
の業務経験を有する者について作成してください。
記載要領は第二面と同じ。

令和 年 月 日

申請者
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 2 3 3 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 3
氏 名 3 3 3 5 10
住 所 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

◎【変更前】

氏 名 3 4 3 5 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	大分市△△町2-2		
氏名	豊後 太郎	生年月日	昭和 43 年 5 月 10 日生
職名	総務部長 (常勤)		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成5年4月1日 至 年 月 日	(株)大分建設入社 本店総務部勤務。	
	自平成15年4月1日 至 年 月 日	〃 人事課長 に就任。	
	自平成20年4月1日 至 年 月 日	〃 総務部長 に就任。〇〇に関する業務において財務管理、労務管理、業務運営に従事。	
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	〃 工事部長 に就任 現在に至る。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし	

○常勤役員等（経營業務の管理責任者）を直接に補佐する者の略歴書の「従事した職務内容」の欄には、建設業の財務管理、労務管理、業務運営の経験が明らかになるよう具体的に記載してください。

○補佐する者が複数人である場合、それぞれについて略歴書（別紙二）の作成が必要になります。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と必ず記入してください。
なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととなります。

上記のとおり相違ありません。

必ず記入 令和 7 年 2 月 1 日 氏名 豊後 太郎

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等の略歴書

現住所	大分市口町1-1		
氏名	別府 一郎	生年月日	昭和 40 年 6 月 20 日生
職名	代表取締役 (常勤)		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成 5 年 4 月 1 日 至 年 月 日	(株)大分建設入社 本店総務部勤務	
	自 平成 15 年 4 月 1 日 至 年 月 日	〃 総務課長 に就任	
	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 年 月 日	〃 総務部長 に就任	
	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 年 月 日	〃 代表取締役 に就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
賞罰		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、 該当がなければ「なし」と必ず記入 してください。 なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととなります。	
上記のとおり相違ありません。			
必ず記入	令和 7 年 2 月 1 日	氏名	別府 一郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書

項 番	記 載 要 領		
17	<p>次の区分に従い数字をカラムに記載すること。</p> <p>〔1. 新規〕 ……許可を受けようとする行政庁に対して、初めて常勤役員等としての証明を行う場合</p> <p>〔2. 変更〕 ……現在証明されている常勤役員等に変更がある場合</p> <p>〔3. 常勤役員等の更新等〕 ……常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合</p>		
18	<p>項番〔17〕のカラムに「2」又は「3」を記入した場合に、現在受けている有効な許可について記載すること。〔大臣・知事〕のカラムには、現在許可を受けている行政庁に応じたコードを記入すること。</p> <p>なお、許可番号・許可年月日については2以上ある場合には、<u>最も古いものを記載すること。</u></p>		
19	<p>フリガナの最初の2文字だけカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>ギ</td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>パ</td></tr></table> のように一文字として扱うこと。</p>	ギ	パ
ギ			
パ			
20	<p>姓と名の間は1カラムあけて記載すること。</p>		
21	<p>項番〔17〕のカラムに「2」と記載した場合のみ記入すること。氏名の記載方法は項番〔20〕の例による。</p>		

常勤役員等（経營業務の管理責任者証明書）

- 「役職名等」には、代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役名を記載してください。
- 「経験年数」には実際の経營業務の管理責任者としての経験年数を記載し、備考欄に**証明書類により経験が裏付けられた期間**について記載すること。
- （１）の「証明者」の欄には、証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載する。個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載すること。
「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（役員以上の者）とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載すること。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する場合は「備考」欄にその理由を記載し、当該事実を証し得る第三者の証明書を添付すること。ここでいう第三者とは現在建設業許可を有する者に限る。
また、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 申請時に経營業務の管理責任者について常勤性の確認をします。常勤性は原則として、社会保険関係資料（健康保険証写し又は標準報酬月額決定通知書）で確認します。常勤性が確認できない場合は、許可要件が確認できないため、原則として受付しないので注意すること。
- 他社の非常勤の役員の職についている者は、非常勤証明書を提出すること。ただし、その者が、「代表取締役が複数いる他社」の「非常勤の代表取締役」の場合は、「他社の履歴事項全部証明書」及び「当該他社の常勤の代表取締役が証明する非常勤証明書」を提出すること。
- 個人事業主で、親族が経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として申請若しくは届出た場合は、原則として事業主の確定申告書控え（税務署の受付印があるもの）及び専従者の所得証明書等により専従者給与を受給し、家族専従者であったことを確認する。

常勤役員等（経營業務の管理責任者証明書）

〈証明に係る裏付添付書類〉

以下の裏付書類を許可申請時（前回の証明内容と変更がない場合を除く）及び変更時に添付すること。

1 法人の役員等としての経験について証明する場合

（1）役員であったことの証明として

・経營業務の管理責任者としての経験をした法人の商業登記簿謄本

（2）建設業について経験したことの証明として

・契約書（写し）、注文書（写し）、施工証明書（原本）等

証明者（注文者）の氏名や押印・請負人・工事内容・工事場所・請負代金額・工期が確認できること。なお施工証明書の場合は必ず証明者の電話番号を記載すること。また、工期は年月日まで記載すること。

2 個人事業主等としての経験について証明する場合

（1）個人で事業を行っていたことの証明として

・所得額証明書（過去5年間分）

（2）証明しようとする建設業について経験したことの証明として

・契約書（写し）、注文書（写し）、施工証明書（原本）等

1（2）と同じ

《1、2の共通事項》

イ）被証明者が、許可を受けた個人事業主又は法人の役員等としての経験によって証明しようとするときには、1（2）・2（2）については、許可通知書（写し）を必要年数分添付すれば足りる。

ロ）1（1）は、被証明者が必要年数役員であったか否かの確認をします。なお、当該法人が株式会社である場合は、商業登記簿謄本については、必要年数分の役員欄の履歴事項全部証明書（必要に応じて閉鎖登記簿）を提出してください。

ハ）2（1）の所得額証明書について、個人で事業を行っていた経験として認める期間は、所得内容は「営業所得」が計上されている期間とし、給与所得がある期間は原則経験期間としてみなさない。

ニ）1（2）・2（2）の添付については、証明しようとする業種についてそれぞれ年1件以上添付すること。この際、**工期の最初から最後までが必要年数以上あるか否かを確認すること。**

e x）H31. 1～R5. 12 までの5年間について証明しようとする場合、契約書等の写しについてはH31. R2. R3. R4. R5 について各1件以上添付すればよいが、例えば、H31 分の工事の着手日がH31. 4 からであり、また R5 分の工事の工期末が R5. 7 までのような場合については、H31. 4～R5. 7 までの4年4ヶ月間の証明となり、5年間の証明とは認められない。

常勤役員等（経營業務の管理責任者証明書）

○ 令和2年10月の建設業法改正により、「建設業に係る経營業務を適正に行うに足りる能力を有する者（法第7条1号）」における条件が追加されました。

・ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

(1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者。

(2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者。

・ 「財務管理の業務経験」・・・建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施行中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験のことを言います。

・ 「労務管理の業務経験」・・・社内や工事現場における勤怠の監理や社会保険関係の手続きに関する業務経験のことを言います。

・ 「業務運営の経験」・・・会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験のことを言います。

これら「財務管理の業務経験」「労務管理の業務経験」「業務運営の経験」については、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。

【提出書類】以下の書類によって条件に該当するか判断します。

・ 役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
例) 組織図その他これに準ずる書類

・ 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類
例) 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

・ 役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類
例) 人事発令書その他これに準ずる書類

※ 上記要件で「建設業に係る経營業務を適正に行うに足りる能力を有する者（法第7条1号）」を証明する場合は事前にご相談ください。

項 番	記 載 要 領														
6 1	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 304 683 398">1 新規許可等</td> <td data-bbox="683 304 1418 398"> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可申請 ・許可換え新規許可申請 ・般特新規許可申請 ・業種追加許可申請 の場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 398 683 539">2 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更</td> <td data-bbox="683 398 1418 539"> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又は有資格区分に変更があった場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 539 683 719">3 営業所技術者等の追加</td> <td data-bbox="683 539 1418 719"> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更後の氏名について届け出る場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 719 683 860">4 営業所技術者等の交替に伴う削除</td> <td data-bbox="683 719 1418 860"> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等を削除する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更前の氏名について届け出る場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 860 683 936">5 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更</td> <td data-bbox="683 860 1418 936"> <ul style="list-style-type: none"> ・現在証明されている担当業種についての変更がなく、担当する営業所のみに変更がある場合 </td> </tr> </table>	1 新規許可等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可申請 ・許可換え新規許可申請 ・般特新規許可申請 ・業種追加許可申請 の場合 	2 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又は有資格区分に変更があった場合 	3 営業所技術者等の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更後の氏名について届け出る場合 	4 営業所技術者等の交替に伴う削除	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等を削除する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更前の氏名について届け出る場合 	5 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・現在証明されている担当業種についての変更がなく、担当する営業所のみに変更がある場合 				
1 新規許可等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可申請 ・許可換え新規許可申請 ・般特新規許可申請 ・業種追加許可申請 の場合 														
2 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又は有資格区分に変更があった場合 														
3 営業所技術者等の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更後の氏名について届け出る場合 														
4 営業所技術者等の交替に伴う削除	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等を削除する場合 ・婚姻等により氏名の変更があった場合に変更前の氏名について届け出る場合 														
5 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・現在証明されている担当業種についての変更がなく、担当する営業所のみに変更がある場合 														
6 2	申請（届出）時に有している許可番号等について記載														
6 3	フリガナは最初の2文字のみ記入。その際、濁音・半濁音を表す文字については、例えば ギ バ のように1文字として扱うこと。姓と名は1文字空けること。														
6 4	<p><u>〔今後担当する建設工事の種類〕</u>の欄は、61「区分」の欄に〔4〕（営業所技術者等の交替に伴う削除）を記入した場合を除き、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。（P.259～266の有資格コード一覧表を参照）</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">○一般建設業の場合</td> <td>○特定建設業の場合</td> </tr> <tr> <td>「1」・・・法第7条第2号イ該当</td> <td>「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当</td> </tr> <tr> <td>「4」・・・法第7条第2号ロ該当</td> <td>「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）</td> </tr> <tr> <td>「7」・・・法第7条第2号ハ該当</td> <td>「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「9」・・・法第15条第2号イ該当</td> </tr> </table> <p><u>〔現在担当している建設工事の種類〕</u>の欄は、61「区分」の欄に〔3〕（営業所技術者等の追加）を記入した場合を除き、これまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてについて、上記の要領により記入すること。</p>	○一般建設業の場合	○特定建設業の場合	「1」・・・法第7条第2号イ該当	「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当	「4」・・・法第7条第2号ロ該当	「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	「7」・・・法第7条第2号ハ該当	「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当		「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）		「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当		「9」・・・法第15条第2号イ該当
○一般建設業の場合	○特定建設業の場合														
「1」・・・法第7条第2号イ該当	「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当														
「4」・・・法第7条第2号ロ該当	「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）														
「7」・・・法第7条第2号ハ該当	「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当														
	「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）														
	「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当														
	「9」・・・法第15条第2号イ該当														
6 5	〔有資格区分〕の欄は、営業所技術者等として担当する業種に該当する有資格コードをカラムに記入すること。（有資格コード一覧表を参照）														

営業所技術者等証明書(新規・変更)

- 担当しようとする建設業の営業所技術者等となりうる資格を有しているかの確認をすること。
(有資格コード一覧表を参照)
有資格コード一覧表中、第二種電気工事士、電気主任技術者(第1種～第3種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備資格者、一級計装士、職業能力開発促進法による技能検定のうち等級区分が2級の場合、それぞれ**資格取得後一定期間の実務経験が必要**となるので注意すること。
〔実務経験証明書及び裏付書類(年間1件以上の契約書の写し等の添付が必要。)]
- 有資格区分に記載された資格の証明書類(免状の写し、卒業証明書、実務経験証明書、監理技術者資格者証等)が添付されているかを確認すること。
- 「監理技術者資格者証」により法第7条第1項2号(第15条第1項第2号も同様)の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書又は技術検定の合格証明書等の提出を要しない。その際、「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」については認められる。
- 営業所技術者等としての実務経験は同一期間に2業種以上の経験を得ることはできないので、同一人が2業種以上について、法第7条第2号ロ該当(実務経験10年以上)により営業所技術者等となろうとする場合等には、**経験期間が重複していないかの注意**をすること。
- 申請時に営業所技術者等について常勤性を確認します。常勤性は原則として、社会保険関係書類(健康保険証又は直近の標準報酬月額決定通知書)で確認します。常勤性が確認できない場合は、許可要件が確認できないため原則として受付できません。
- 〔有資格区分(項番65)〕に記入する資格については、その者が**営業所技術者等として担当する業種に関するもののみを記入すること。**
e x) 土木工事業の営業所技術者等となろうとする者が、「1級土木施工管理技士」と「1級建築士」の資格を有している場合、「1級土木施工管理技士」は土木工事業の営業所技術者等となれるが、「1級建築士」は土木工事業の営業所技術者等にはなれないので、有資格区分欄には「1級土木施工管理技士」のコード〔13〕のみを記入する。
- 〔般・特新規〕、〔業種追加〕等の許可申請において、既に営業所技術者等として証明されている者が当該許可申請に係る建設業についても営業所技術者等となる場合、下記要領により記載すること。

	土 建 大 左 と	
今後担当する建設工事の種類	7 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 7	このように、土木工事業についても引き続き担当する場合、必ず「現在担当している建設工事の種類」と「今後担当する建設工事の種類」の両方のカラムに数字を記入する。
現在担当している建設工事の種類	7 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

- 般・特新規若しくは業種追加を申請する場合又は営業所技術者等の担当業種若しくは有資格区分の変更に基づき届出を行う場合において、営業所技術者等としての資格を証する証明書は、項番64の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設業に係るものにあつては提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設業に係るものとなっている場合は省略することができない。

営業所技術者等証明書(新規・変更)

- 営業所の営業所技術者が他の会社の非常勤役員の場合は、非常勤証明書を添付すること。

- 技術検定に合格したことを証明する書類は、原則として、合格証明書により確認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書が確認できればよい。
ただし、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いるため、合格証明書受領後は再度合格証明書を提出するように申請者へ指示すること。例えば、合格通知書の交付日より半年程度が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。

- 建設業法施行規則第7条の3第3号の規定により、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受講した者については、講習修了証に、「該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる」旨の記載があることを確認すること。(平成30年4月1日以降)
→講習修了証の記載例
この者は(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 1/4

「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)

「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)

「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

「7※」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等+実務経験3年)

「7〇」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等+実務経験5年)

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝
O1	法第7条第2号イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OA	法第7条第2号イ 該当(指定学科卒業+実務経験)(事務管理用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
O2	法第7条第2号ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
OB	法第7条第2号ロ 該当(10年の実務経験)(事務管理用)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法(技術検定)	11	1級建設機械施工管理技士	7			7						7																	
	1F	1級建設機械施工管理技士補																											
	12	2級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	7			7						7																	
	1G	2級建設機械施工管理技士補(第1種~第6種)																											
	13	1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※		7※		7※	7	7	7※	7	7
	1H	1級土木施工管理技士補				7※	7	7※	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※		7※		7※	7	7	7※	7	7
	14	2級土木施工管理技士	7			7〇	7	7	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	1J	2級土木施工管理技士補				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	15	2級土木施工管理技士				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	1K	2級土木施工管理技士補				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	16	2級土木施工管理技士				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	1L	2級土木施工管理技士補				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7	7〇		7〇		7〇	7	7	7〇	7	7
	20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	2C	1級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	21	2級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	22	2級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	23	2級建築施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	2D	2級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	27	1級電気工事施工管理技士								7												7							
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7							
	28	2級電気工事施工管理技士								7												7							
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7							
	29	1級管工事施工管理技士								7			7	7	7							7	7		7	7	7	7	7
	2G	1級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7		7	7	7	7	7
	30	2級管工事施工管理技士								7			7	7	7							7	7		7	7	7	7	7
	3A	2級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7		7	7	7	7	7
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						7					
	3B	1級電気通信工事施工管理技士補																						7					
	32	2級電気通信工事施工管理技士																						7					
	3C	2級電気通信工事施工管理技士補																						7					
	33	1級造園施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7								7	7		7	7	7	7	7
	3D	1級造園施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7								7	7		7	7	7	7	7
	34	2級造園施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7								7	7		7	7	7	7	7
3E	2級造園施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7								7	7		7	7	7	7	7	

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士	7	7			7			7	7								7												
	38	2級建築士	7	7			7			7									7												
	39	木造建築士		7																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7			7		7				7	7																	7	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7				7	7												7					7	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																									7
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						7															7								
	45	機械・総合技術監理（機械）																				7									
	46	機械「造体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「造体工学」又は「熱工学」）								7												7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																				7
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																				7
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7									7																7
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																				7					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																				7	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																				7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士							7																						
	56	第2種電気工事士							7																						
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）							7																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																							7						
	35	工事担任者																							7						
水道法	65	給水装置工事主任技術者							7																						
消防法	68	甲種消防設備士																												7	
	69	乙種消防設備士																												7	

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																									7
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管(注1)・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7						7																
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7			7																					
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工(注2)・製錬 <small>せいれん</small>										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)											7																		
83	工場板金																7													
84	板金・建築板金・板金工(注4)					7									7															
85	板金・板金工・打出し板金															7														
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工																7													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
89	建築塗装・建築塗装工																	7												
90	金属塗装・金属塗装工																		7											
91	噴霧塗装																			7										
67	路面標示施工																				7									
92	畳製作・畳工																					7								
93	内装仕上げ工・カーテン取工・天井仕上げ取工・床仕上げ取工・表装・表具・表具工																						7							
94	熱絶縁施工																						7							
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7	
96	造園																												7	
97	防水施工																												7	
98	さく井																												7	

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経歴を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経歴1年以上。

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/4

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「8○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

コード	資格区分	建設業の種類																											
		特定建設業指定7業種																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0A	法第7条第2号 イ 該当(事務管理用)			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0B	法第7条第2号 ロ 該当(事務管理用)			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3	3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9				9							9																
1F	1級建設機械施工管理技士補																												
12	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)					8																							
1G	2級建設機械施工管理技士補 (第1種~第6種)																												
13	1級土木施工管理技士	9		8	9	9	8			8	9	8	9	9		9	8			8			8		8	9	8	9	9
1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
14	2級土木施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
1J	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
15	2級土木施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
1K	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
16	2級土木施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
1L	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8	8		8	8			8			8		8		8	8	8	8
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	9	8	9			9	8	8	8	8	9
2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8		8	8	8	8	8	8	8			8		8	8	8	8	8
21	2級建築施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8		8	8	8	8	8	8	8			8		8	8	8	8	8
22	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8		8	8	8	8	8	8	8			8		8	8	8	8	8
23	2級建築施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8		8	8	8	8	8	8	8			8		8	8	8	8	8
2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8		8	8	8	8	8	8	8			8		8	8	8	8	8
27	1級電気工事施工管理技士							9																					
2E	1級電気工事施工管理技士補																												
28	2級電気工事施工管理技士																												
2F	2級電気工事施工管理技士補																												
29	1級管工事施工管理技士								9		8	8	8									8	8		8	8	8	8	8
2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8									8	8		8	8	8	8	8
30	2級管工事施工管理技士										8	8	8									8	8		8	8	8	8	8
3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8									8	8		8	8	8	8	8
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9						
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																												
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8						
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																												
33	1級造園施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8										8		9	8	8	8	8	8
3D	1級造園施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8										8		8	8	8	8	8	8
34	2級造園施工管理技士			8	8	8	8			8	8	8										8		8	8	8	8	8	8
3E	2級造園施工管理技士補			8	8	8	8			8	8	8										8		8	8	8	8	8	8

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）2/4

コード	資格区分	建設業の種類																																		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
建築士法	37	1級建築士	9				9			9	9									9																
	38	2級建築士			8			8			8									8																
	39	木造建築士			8																															
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9			9			9	9											9						9	Δ1					
	42	建設「鉄構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鉄構造及びコンクリート」）	9			9			9			9	9											9							9	Δ1				
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																														
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9													
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9														
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9													9														
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																			9								
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																	9		9								
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9									9																					
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																		
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																														
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																											
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																												
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							9																												
電気工事士法	55	第1種電気工事士																																		
	56	第2種電気工事士																																		
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																																		
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																																		
	35	工事担任者																																		
水道法	65	給水装置工事主任技術者																																		
消防法	68	甲種消防設備士																																		
	69	乙種消防設備士																																		

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8		8																								
6B	型枠施工(附則第4条該当)			8		8																								
72	左官					8																								
57	とび・とび工							8																						8
73	コンクリート圧送施工							8																						
66	ウェルポイント施工							8																						
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管(注1)・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」							8							8															
77	タイル張り・タイル張り工										8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							8			8																			
80	石工・石材施工・石積み							8																						
81	鉄工(注2)・製鍵																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)											8																		
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工(注4)							8								8														
85	板金・板金工・打出し板金															8														
86	かわらぶき・スレート施工							8																						
87	ガラス施工																8													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
89	建築塗装・建築塗装工																	8												
90	金属塗装・金属塗装工																	8												
91	噴霧塗装																	8												
67	路面標示施工																	8												
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8											
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																		8											
98	さく井																										8			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 4/4

コード	資格区分	建設業の種類																																					
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	総	通	園	井	具	水	消	清	解									
61	地すべり防止工事					8																			8														
40	基礎くい工事					8																																	
62	建築設備士																																						
63	計装																																						
60	解体工事																																						8
36	登録電気工事基幹技能者																						8																
	登録橋梁基幹技能者					8																																	
	登録造園基幹技能者																																						
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																																	
	登録防水基幹技能者																																						
	登録トンネル基幹技能者					8																																	
	登録建設塗装基幹技能者																		8																				
	登録左官基幹技能者					8																																	
	登録機械土工基幹技能者					8																																	
	登録海上起重基幹技能者																																						
	登録PC基幹技能者					8								8																									
	登録鉄筋基幹技能者													8																									
	登録圧接基幹技能者													8																									
	登録型枠基幹技能者					8																																	
	登録配管基幹技能者																																						
	登録職・土工基幹技能者					8																																	
	登録切断穿孔基幹技能者					8																																	
	登録内装仕上工事基幹技能者																																						
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																					8	
	登録エクステリア基幹技能者					8	8						8																										
	登録ALS基幹技能者													8																									
	登録建築板金基幹技能者																																						
	登録外壁仕上基幹技能者					8	8																																
	登録タウト基幹技能者																																						
	登録保温保冷基幹技能者																																						
	登録ウレタン断熱基幹技能者																																						
	登録グラウト基幹技能者						8																																
	登録冷凍空調基幹技能者																																						
	登録運動施設基幹技能者							8																															
	登録基礎土工基幹技能者						8																																
	登録タイル張り基幹技能者													8																									
	登録標識・路面標示基幹技能者																																						
登録土工基幹技能者																																							
登録発破・破砕基幹技能者																																							
登録圧入土工基幹技能者																																							
登録送電線工事基幹技能者																																							
登録消防設備基幹技能者																																							
登録建築大工基幹技能者						8																																	
登録建築測量基幹技能者						8																																	
登録硝子工事基幹技能者																																							
登録さく井基幹技能者																																							
登録解体基幹技能者																																							
登録あと施工アンカー基幹技能者							8																																
登録土質改良基幹技能者																																							
登録都市トンネル基幹技能者																																							
登録涵洞基幹技能者																																							
その他	99	その他(上記に該当するものを除く)			8	8	8	8	8				8		8																								8

備考

資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経年数です。資格証等の他に様式第9号(実務経歴証明書)が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 解体工事業の欄に記載の注記(△1印)については以下のとおり。
△1 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注7) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。
- (注8) 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。
- (他) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
・基礎くい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートハイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
・建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
・建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術講習が該当します。

実務経験証明書

必ず記入

下記の者は、**塗装** 工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 9 月 30 日

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主としてください。

「使用者の商号又は名称」の欄は、実務の経験を得たときに所属していた使用者の商号又は名称を記載。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。(例)役員、社員、従業員等。

証明者

被証明者との関係

豊後大野市三重町市場1123
株式会社 豊後大野建設
代表取締役 大野 太郎

社員

技術者の氏名	大野 三郎	生年月日	昭和40年1月1日	使用された期	平成2年 1月から 平成15年 9月まで
使用者の商号又は名称	株式会社 豊後大野建設				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	①	〇〇〇〇塗装工事他13件		平成22年 1月から平成22年12月まで	
〃	②	△△△△塗装工事他9件		平成23年 1月から平成23年12月まで	
〃	③	××××塗装工事他19件		平成24年 1月から平成24年12月まで	
〃	④	□□□□塗装工事他19件		平成25年 1月から平成25年12月まで	
〃	⑤	〇〇〇〇塗装工事他20件		平成26年 1月から平成26年12月まで	
〃	⑥	△△△△塗装工事他9件		平成27年 1月から平成27年12月まで	
〃	⑦	××××塗装工事他23件		平成28年 1月から平成28年12月まで	
〃	⑧	□□□□塗装工事他14件		平成29年 1月から平成29年12月まで	
〃	⑨	〇〇〇〇塗装工事他13件		平成30年 1月から平成30年12月まで	
〃	⑩	△△△△塗装工事他16件		平成31年 1月から令和1年12月まで	
〃	⑪	××××塗装工事他23件		令和2年 1月から令和2年5月まで	

○実務経験の内容欄には1年1件代表的な工事を挙げ、その他〇件と記載し、1年間を証明することができます。(上記記載例参照)
 ○営業所技術者等の有資格を証明する場合は裏付けとして「契約書」、「注文書」、「工事施工証明書」等を必要年数分(1年1件以上)添付しなければなりません。なお、裏付け資料の添付にあたっては、工期の最初から工期末までが必要年数分あるか注意してください。実務経験期間は、記載のある代表的な工事の工期と年間工事施工件数を見て確認します。工期が短く、施工件数も少ない場合は当該1年間の実務経験を十分に認定出来ないことがあります。
 ○実務経験年数は工事期間の積上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1年に数件実績があればよいということではありません。主な工事の工期と工事件数等を考慮し、経験年数等を確認する必要があると判断された場合には、主な工事以外の工事実績も確認するので、工事件数等の記載は十分にご注意ください。
 ○提出している「契約書」、「注文書」、「工事施工証明書」等を見て、工事内容が十分に分からないと判断した場合は、より詳しく工事内容が分かる「見積書」や「内訳書」等の追加提出を求めることがあります。

この記載例は平成22年～令和2年までの連続した期間の10年間の証明として認定できるケースです。間に実績のない年があり10年間が連続しない場合は、連続する期ごとに認定を行うことになり、この例よりも多くの記載が必要になりますので注意してください。

○第二種電気工事士、電気主任技術者(第1種～第3種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備資格者、一級計装士、職業能力開発促進法に基づく技能検定の2級合格者は資格取得後一定の実務経験が必要になるので、交付年月日以降の実務経験であるかをご確認ください。
 ○電気工事及び消防施設工事についてはそれぞれ電気工事士法、消防法等によって、電気工事士免状又は消防設備士免状等の交付を受けた者でなければ、一定の工事に直接従事することが出来ないこととされているのでご注意ください。

使用者の証明を得ることができない場合はその理由

使用者と証明者が異なる理由を記入してください。
(例)平成〇年〇月〇日 会社解散のため。
(例)平成〇年〇月〇日 事業主死亡のため。

合計 満 10 年 5 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

証明しようとする実務経験年数の合計を記入。

(作成例)

建設工事施工証明書

工事名	〇〇邸駐車場舗装工事	工期は「年月日」までしっかりと記載してください。日までの記載がないと実務経験の認定が出来ないため注意してください。
工事場所	大分市大字〇〇	
契約金額	2,000,000 円 (税込額)	
工期	令和5年3月1日から令和5年4月10日まで	
工事概要	舗装工事 整地 〇㎡ アスファルト舗装 〇㎡	工事名、工事場所、契約金額、工期、工事概要(詳細に記載)、請負業者をしっかりと記載すること。不十分な記載の場合は、実務経験として認定できないので注意してください。
請負業者	〇〇建設株式会社	

上記のとおり、「建設工事に係る請負契約を締結し、請負業者が工事を施工したこと」に相違ないことを証明します。

令和 6年 5月 1日

証明者 (注文者)

住所 大分市大字〇〇123-4

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 097-506-4516

代表者
印

内容に不明な点があり確認が必要な場合は、注文者の方に確認をすることがあるため、必ず電話番号も記載してください。

〇実務経験を証明する場合には、原則、契約書や注文書の写しを提出してください。これらを提出できない場合に限り施工証明書の提出が認められます。

対象となるのは、建設工事の請負契約です、工事の完成を請け負う契約以外(現場作業の手伝いや労務の提供)は、建設工事の経験として認められません。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**鉄筋** 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 7年 2月 1日

この様式は特定建設業の営業所技術者等で（指定建設業は除く）、実務経験又は2級の国家資格等の場合に必要です。

必ず記入

○指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
○発注者から直接元請負人として請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上（※1）であるものに関し2年以上有していなければなりません。

証 明 者

別府市大字鶴見14-1

有限会社 別府工業

代表取締役 別府 美智子

被証明者との関係

社 員

※昭和59年10月1日以前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金の額、が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。

技術者の氏名	国東 一	生年月日	昭和36年5月15日	使用された期間	1年6月から 8年2月まで
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
大分県	50,000千円	現場監督	〇〇〇〇鉄筋工事	2年1月から 2年10月まで	
大分県	47,000千円	現場監督	××××鉄筋工事	3年5月から 3年12月まで	
大分県	31,555千円	現場監督	△△△△鉄筋工事	6年5月から 7年1月まで	
	円			年 月から	年 月まで
1件の請負代金が4,500万円（H6.12.28前は3,000万円、さらにS59.10.1前は1,500万）以上の元請工事を記入してください（消費税含む）。			証明に係る裏付書類として、契約書、注文書又は施工証明書等を添付してください。	月から	年 月まで
				月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 2年 3月

○各工事の期間の合計を記入し、2年以上となるようにしてください。
○経験期間が重複しているものであっては、二重に計算しないようにしてください。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 **（ 法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ）** の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大分市大字豊饒476		
氏 名	山田 花子	生 年 月 日	昭和32年11月15日生
役 名 等	取締役（常勤）		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、 該当がなければ「なし」と記入 します。 なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととなります。 役員と同等の支配力を有する者（相談役、顧問、株主等）については、「賞罰」の欄への記載並びに署名は不要です。	
上記のとおり相違ありません。			
必ず記入	令和 7年 2月 1日	氏 名	山田 花子

記載要領

- 「（ 法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「様式第7号別紙」、「様式第7号の2別紙」とは「常勤役員等（経営業務の管理責任者）の略歴書」のことであり、常勤役員等（経営業務の管理責任者）については、この様式の作成は必要ありません。

しかし、「法人の役員が常勤役員等（経営業務の管理責任者）一人のみの場合」及び「個人事業主（常勤役員等（経営業務の管理責任者））一人のみの場合」については、当該様式を「該当なし」と記載して提出をしてください。

○法人の場合、許可申請書別紙1の「役員等の氏名及び役名」欄に記入した役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう）全員についてこの調書を作成する。

○役員以外の5/100以上の株を保有する株主がいる場合も調書を作成してください。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	福岡市南区横手2-8-2		
氏 名	〇〇 〇〇	生 年 月 日	昭和 28年 12月 13日 生
営 業 所 名	福岡支店		
職 名	福岡支店長（常勤）	（ ）で常勤、非常勤の別を必ず記載する。	
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	<p>「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成してください。 個人で支配人（登記済）を置いている場合は、支配人について作成してください。 ただし、役員を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書をもって、これに代えることができます。 なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととなります。</p>		
	<p>「令3条に規定する使用人の一覧表」において該当なしと記入した場合は添付を省略できます。</p>		
<p>上記のとおり相違ありません。</p>			
	令和 7年 2月 1日	必ず記載する。	氏 名 〇〇 〇〇

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p style="text-align: center;">大分 太郎</p> <p style="text-align: center;">大分 次郎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 許可申請者が法人である場合に作成します。 </div>	<p style="text-align: center;">大分市大手町3-1-1</p> <p style="text-align: center;">大分市向原西1-4-2</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請者が法人である場合に作成してください。 ・役員等一覧表（別紙一）において記載されている株主については、株主（出資者）名の欄に必ず記載してください。 ・株主調書に記載する人の氏名、住所は、登記されていないことの証明書及び許可申請者の調書（様式第十二号）に記載の住所と一致するように記載してください。 ・変更がなければ提出を省略できる書類ですが、株主や住所、所有株数等に変更があれば最新の株主調書（様式第十四号）を作成して提出してください。 </div>	<p style="text-align: center;">7,000株</p> <p style="text-align: center;">3,000株</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を必ず記載します。 </div>

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

県税納税証明書

○新規設立で決算未到来の場合は、税務機関の発行する「事業開始届受理証明書」を添付してください。

○納税証明書や事業開始届受理証明書は大分県内の各県税事務所で交付しています。
※県税の納税証明書は「競争入札参加資格申請用」ではありませんので注意してください。使用目的に「建設業に係る許可申請等のため」が含まれている様式です。

※納税証明書は、個人・法人ともに事業税の直前一年の各年度における『納付すべき額及び納付済額』が記載された納税証明書を提出してください（県税について滞納がないことの証明書では不可）。

金融機関の預金残高・融資可能額証明書

○許可要件の財産的基礎を確認するために「自己資本の額が500万円未満の場合」かつ「新規許可申請」又は「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有しない場合」に提出が必要になる書類です。

○金融機関の預金残高証明書又は融資可能額証明書において500万円以上の財産的基礎を有するかどうかを確認します。

○必ず原本を提出してください。

○金融機関の預金残高証明書及び融資可能額証明書については、申請時前2週間以内のものを有効とします。

○預金残高証明書と融資可能額証明書の額がそれぞれ500万円未満であって、合算して500万円以上となる場合は要件を満たしていると認められないので注意してください。また、複数の金融機関の預金残高証明書を合わせて証明する場合はそれぞれの残高証明時点は同日でなければ認められないので注意してください。

○原則として、新規許可申請又は新規許可の後5年経過前に業種追加、般特新規を申請する場合に財産的要件を確認するために必要な書類です。更新申請のみの場合は原則提出不要です。

○直近の決算による自己資本の額が500万円以上の場合には原則提出不要です。

商業登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）

○法人の場合、必ず履歴事項全部証明書の原本を提出してください。（現在事項全部証明書ではない点に注意すること。）

○申請時のものを提出してください。（申請又は届出日前3月以内に発行されたものに限る。）

○過去に商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出済みであり、登記事項（商号又は名称、所在地、目的、資本金、役員等）に変更がない場合は改めて提出する必要はありません。ただし、役員の任期満了後、再任し、重任登記をしなければならない場合は、許可申請等の際に重任登記後の履歴事項全部証明書を提出しなければなりません。定款で役員の任期を確認し、重任登記が必要かどうか、重任登記がなされているかどうか等を確認してから申請してください。

○個人でも登記している支配人を置いた場合は提出が必要です。

写真貼付台紙

営業所の名称（

営業所の所在地（大分県

所有区分の別：自己所有・賃貸借（いずれかに○）

外観全景	令和 年 月 日 撮影
<p>建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにして下さい。 (看板等が入らない、小さくなるような場合には 看板等を別に撮影してください)</p>	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
<p>表札等(営業所名等)を確認できるように撮影して下さい。</p>	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合は、用紙(A4)に、「会社名」、「許可番号」、「営業所の名称」、「自己所有又は賃貸借の別」、「撮影場所」、「撮影日」等をすべての必要事項を明記して下さい。

営業所の名称 ()
所有区分の別 : 自己所有 ・ 賃貸借 (いずれかに○)

内部全景	令和 年 月 日 撮影
<p>電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。</p>	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影
<p>建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。</p> <p>※新規申請の場合は不要ですが、許可換え新規や営業所の新設、移転 の届出時は必要です。</p>	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。
この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合は、
用紙(A4)に、「会社名」、「許可番号」、「営業所の名称」、「自己所有又は賃貸借の別」、「撮影
場所」、「撮影日」等をすべての必要事項を明記して下さい。